

体外受精児誕生後の生殖医療思想の変遷

—生まれてくる子どもの福祉をめぐって—

中部学院大学 宮 嶋 淳 (4662)

キーワード：生殖医療・歴史・子どもの福祉

1. 研究目的

本研究は、1979年に体外受精児が誕生した以降のわが国の生殖医療を取り巻く医療関係者並びに当該学会の見解・提言をレビューし、当該医療関係者の思想並びに当該学会の認識がどのように変遷してきたのかをたどる。その上でそうした変遷が、生殖医療で生まれてくる子どもの福祉にどのような影響を及ぼしてきたのか、今後及ぼし得るのかを推定し、今後の生殖医療と福祉の連携・協働のあり方を検討し、生殖医療福祉とは何かを提言することを目的とする。

2. 研究の視点および方法

わが国では、血のつながりが家族の絆の前提であると考えられる傾向は根強く、「子どもが欲しい」と願うカップルの多くは「私たちの子ども＝血がつながっている＝遺伝子が継承される」を想定している。生殖医療・再生科学の進歩は、ヒトの発生への医療の関与を可能とした。人間の Well-being に関する人間福祉の研究範疇は、「ヒトの萌芽」や「将来の子どもたち」のあり方にまで及び、未来志向型人間福祉学の確立を必要としている。またわが国は、「保健医療 2035」策定懇談会が平成 27 年 6 月に示した提言書によれば、「リーマン・ヘルスケア～保健医療の価値を高める～、ライフ・デザイン～主体的選択を社会で支える～、グローバル・ヘルス・リーダー～日本が世界を牽引～」というビジョンを描き、その中で高度生殖医療や再生医療に言及し、医療保健福祉の協働を盛り込んでいる。わが国がグローバル・ヘルス・リーダーとして世界を牽引していく上で問われてくるのは「生まれてくる子の福祉」や「生殖能の保障」についてである。つまり、私的事項とされてきた生殖や子どもを持つことを社会化し、社会的な合意として世界にアピールしていく正当性や妥当性を保証していかなければならないのではないか。こうした当事者のニーズに即し、かつ社会の合意を得ていくための課題解決の思想を、医療者並びにその組織がどのように認識し、未来を切り開こうとしてきたのかを、1980年代から現在に至る歴史をたどりながら検討する。本歴史研究は、日本産科婦人科学会や日本生殖医学会等関連学会の見解・提言を中心に検討し、それらが示した資料を分析するという手法により行なうものである。

3. 倫理的配慮

本研究は、本学研究倫理審査委員会の審査を経て行っているものである。また、本報告

は関連学会が公表している資料研究であり、資料の改ざん、悪意の引用は行なっていない。

4. 研究結果

資料を検討した結果、生殖医療技術は次のような変遷をたどって発展してきている。

日本産科婦人科学会は、1983年に「体外受精・胚移植」に関する見解を示し、1993年には生殖医登録制度を整えている。1996年の移植胚に関する見解では「原則3個以内」という見解を示し、2008年には「単一で」と変更し「多胎妊娠の予防」を自主的に行なっている。そして1999年には倫理委員会を整備している。また、同時期に生殖医療に関する統計調査の基盤を整備し、厚生労働科学研究で設備整備のあり方等が研究されている。2000年代中盤には、顕微授精（ICSI）の実施が増大し、それに伴う発生異常への対応が重点課題となった。その後、インプリンティング、遺伝子異常に対する見解が示され、2010年着床前診断に関する見解が示され、遺伝カウンセリングが重視されるに至っている。さらに2012年には日本がん・生殖医療研究会が設立し、がんサバイバーの妊孕性温存と生殖医療や子宮移植が大きなテーマとされるに至っている。

配偶者間の生殖医療に関する動向とあわせて非配偶者間の生殖医療のあり方についても議論がなされてきており、精子提供、卵子提供、代理懐胎、生殖ツーリズムなどに関する見解が示されている。

5. 考察

日本産科婦人科学会の重鎮、日本生殖医学会の前理事長である吉村は、こうした変遷を踏まえて「インフォームド・コンセント」やクライアントの人権、「生まれてくる子どもの福祉」、その社会的影響などの観点から検討する必要があると示し、生殖医療行為を規制する枠組みを法的に、かつ社会的倫理的に議論を詰めていく必要があるとしている。こうした認識を支持するなら、生殖医療を利用する対象が増加し、利用者が社会的な発言を行い、マイノリティからマジョリティへと変遷する中で、生殖医療を提供する者あるいはそれらで組織する団体等の生殖医療思想は、①パターナリズムからインフォームド・コンセントへ、②私的事項から社会的事項へ、③自主規制から法規制へ、④単一学領域での合意から集学的領域での合意へと、変化してきていると考えられる。

参考文献：

吉村泰典（2012）「わが国の生殖補助医療の現況とその規制」日本学術会議編『生殖補助医療と法』日本学術協力財団

非配偶者間人工授精で生まれた人の自助グループ・長沖暁子編（2014）『AIDで生まれるということ 精子提供で生まれた子どもたちの声』萬書房